官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（三一三）　二
○国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（三一四）
○地方公務員等共済組合法施行令の一部を改正する政令（三一五）　三
○計量法施行令等の一部を改正する政令（三一六）
○空港法施行令等の一部を改正する政令（三一七）
〔省　令〕
○出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令（**法務**四一）　四
〔規　則〕
○国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する規則（**国家公安委**一六）　四
〔法規的告示〕
○保険業法第百十六条第二項の規定に基づく長期の保険契約で内閣府令で定めるものについての責任準備金の積立方式及び予定死亡率その他の責任準備金の計算の基礎となるべき係数の水準の一部を改正する件（**金融庁**九〇）　五
○放射性同位元素等の規制に関する法律施行令第一条第二号の規定に基づき原子力規制委員会が指定する放射性同位元素等の規制に関する法律の適用を受けないものを定める告示の一部を改正する件（**原子力規制委**一六）　五
〔その他告示〕
○指定較正機関が較正の業務の一部を廃止する件（**総務**三一一）　六
○食糧援助に関する日本国政府とブルキナファソ政府との間の書簡の交換に関する件（**外務**三三六）　六
○ジンバブエ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三三七）　七
○カメルーン共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三三八）　七
○中央アフリカ共和国内の社会的弱者に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件（**同**三三九）　八
○検疫法第八条第四項の規定による検疫区域の一部を改正する件（**厚生労働**二三七）　八
○検疫法施行令別表第三の規定に基づき厚生労働大臣が指定する陸域の地域の一部を改正する件（**同**二三八）　八
○砂防法第二条の土地を指定する件（**国土交通**八五七～八六〇）　九
○道路に関する件（**四国地方整備局**四八）　九
〔人事異動〕
内閣　国土交通省　最高裁判所　九
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　九
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　10
労　働
最低賃金の改正決定に関する公示（滋賀労働局最低賃金公示一）　10
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　10
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇年金積立金管理運用独立行政法人法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十三号）（厚生労働省）

1　年金積立金管理運用独立行政法人が売買できる有価証券として、金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく権利であって、匿名組合員として有するもの（当該匿名組合契約における営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有する株式等について、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）を定める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十四号）（財務省）

1　国家公務員共済組合連合会が売買できる有価証券として、金融商品取引法第二条第二項第五号に掲げる権利のうち、商法第五百三十五条に規定する匿名組合契約に基づく権利であって、匿名組合員として有するもの（当該匿名組合契約における営業の内容が投資事業有限責任組合契約に関する法律第三条第一項各号に掲げる事業に相当するもののみであるものに限り、当該営業において取得し、又は保有する株式等について、当該匿名組合契約においてその銘柄を特定しているものを除く。）を定める。（本則関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）